

## 学術大会発表における演題取り下げおよび演者変更について

特定非営利活動法人日本歯科保存学会理事長 千田 彰  
倫理委員会委員長 興地隆史

学術大会に発表を申し込んだ会員には責任をもって当該発表を行う義務があり、発表の取り消しは原則として認められません。しかしながら、不測の事態により発表が不可能となった場合は、演題取り下げや演者変更の申し出を行うことができます。

1. 学術大会開催日以前に発表が不可能となった場合は、可及的速やかに大会長に文書で申し出て下さい。大会長の判断により、プログラム編成から除外、演題取り下げ、あるいは演者変更の措置を行います。
2. 大会当日に急遽発表できなくなった場合は、すみやかに大会本部に連絡して下さい。大会長が、共同演者による代理発表、もしくは発表取り消しの措置を決定します。発表開始予定時刻を過ぎても発表が行われない場合は無断キャンセルとして扱います。
3. 発表が取り消しとなった場合は、大会終了後一週間以内に理事長宛に理由書を提出して下さい。理事長が正当な理由に該当しないと判断した場合、以下のいずれかの処分が課されることとなります。
  - 1) 学会機関誌に未発表に関する公告を掲載する。
  - 2) 抄録集から、「未発表のため削除」と明示して抄録の削除を行う。
  - 3) 当該学術大会直後の1～2回の本会学術大会への発表申し込みを受理しない。